

議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	令和4年12月19日
開 会 時 刻	午前10時45分
閉 会 時 刻	午前10時58分
出 席 委 員 名	◎鈴木豊司 ○井村貴志 宮崎 誠 楠木宏彦
	野崎隆太 吉井詩子 岡田善行 藤原清史
	西山則夫
	品川幸久 議長
	福井輝夫 副議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	宮崎 誠 楠木宏彦
担 当 書 記	奥野進司
審 査 案 件	1 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について
説 明 員	議会事務局長、議会事務局次長、議事係長

会議の概要

鈴木委員長が開会を宣告、直ちに会議に入り、会議録署名者に宮崎委員、楠木委員の両委員を指名決定した。

「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について」を議題とし、奥野議事係長から、委員長がオンラインで参加する場合の委員長職務の取扱いについて、全国市議会議長会に問い合わせた内容の報告のほか、委員会条例、会議規則の修正点について、別紙のとおり報告があり、協議を行ったところ、「伊勢市議会委員会条例」「伊勢市議会会議規則」については意見もなく、また、「伊勢市議会オンライン委員会運営要綱」においては、吉井委員から、第4条について、議会事務局からの報告により、条文はそのまま、修正する必要がないという意見、また、野崎委員から、第7条「委員長の責務」は第8条「オンライン委員の責務」に対して定められているものであるため、このままでという意見があり、条例案等については、事務局提案のとおり修正することと決定し、各規程間での関連事項について調整が必要な場合については、正副委員長に一任することを決定した。

また、伊勢市議会委員会条例の一部改正、伊勢市議会会議規則の一部改正の議案の提出については、委員会提出とすることを決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和4年12月19日

委員長

委員

委員

議会運営委員会 説明文（令和4年12月19日）

【オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等について】

前回の議会運営委員会におきまして、意見をいただいております、委員長がオンラインで参加する場合の委員長職務の取り扱いにつきまして全国市議会議長会に聞いております。

全国市議会議長会によりますと、委員長が委員会に出席している場合、これはオンラインの場合も含みますが、出席している限りは委員長が委員長の職務を執る必要があるとのことでした。

また、要綱やその他の取り決めで、委員長が委員会に出席していながら、委員長の職務を執らない扱いにすることはできないということでしたので報告いたします。

このことによりまして、委員会条例におきまして、修正が必要な個所があります。

令和4年12月12日の資料1-1、委員会条例の資料をお願いいたします。

これの1ページ、下から2行目、「前項の委員で」と書かれているところですが、「前項の」の次に「委員長又は」を追加し、「前項の委員長又は委員で」と修正をお願いいたします。

次に、4ページ、新旧対照表の左側、上から3行目、同じ内容になりますが、「前項の」の次に「委員長又は」を追加し、「前項の委員長又は委員で」と修正をお願いいたします。

そのほかに、これは委員長職務の取り扱いとは別件となるのですが、総務課から再度指摘を受けたのですが、令和4年12月12日の資料1-2、会議規則の資料をお願いいたします。

1ページ、上から7行目、「第92条の次に次の1条を加える」のところですが、「第2章第1節中」を前につけ加え、「第2章第1節中第92条の次に次の1条を加える」に訂正を御願いたします。

次に2ページ、上から4行目、「第163条の次に次の条を加える」のところですが、「第7章中」を前に付け加え、「第7章中第163条の次に次の条を加える」に訂正をお願いいたします。

次に、同じページの下から4行目、「ただし、秘密会は」の次に「読点（、）」を加えていただきますようお願いいたします。

次に、7ページ、新旧対照表につきましても、同じところですが、左側上から3行目、「ただし、秘密会は」の次に「読点（、）」を加えていただきますようお願いいたします。

申し訳ございませんでした。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。